

CONSUMPTION TAX

消費税率変更に伴う経過措置のご案内

平成24年8月22日付の官報で、消費税率の引き上げを含む「社会保障と税の一体改革関連法」が公布されました。

請負契約の時期によって、支払総額が変わります! 設備投資をお考えの方は、お早めに!

消費税率引き上げ時期と引き上げ幅について

- **小 平成26年4月1日(第1条)** 消費税率が現状の5%から8%に引き上げられます。
- ② 平成27年10月1日(第2条)

 平成26年4月1日に引き上げられた8%から10%に引き上げられます。

まだまだ先の話? いえいえ、下記の通り、 請負工事には経過措置があります!

改正に伴う経過措置について (消費税法附則)

原則として、契約日が施工日前であっても、課税資産の譲渡等が施行日 (平成26年4月1日、平成27年10月1日)後の場合には、改正後の税率が 適用されることとなりますが、請負工事や資産の貸付等に関しては、経過 措置が講じられます。



工事請負契約締結の時期、課税資産の譲渡の時期により、税率が異なります!!

右欄をご覧ください。

工事に係る請負契約に関する経過措置

税 率 時 期 A 税率:5%	5%			8	8%		10%	
	H25.10.1		H26.4.1	H27.4.1		H27.10.1		
		締結	譲渡					
B 税率:5%	締結		譲渡◎					
C 税率:5%	締結			譲渡				
D 税率:5%	締結					譲渡		
E 税率:5%	締結						譲渡	
F 税率:8%			締結 〇	譲渡				
G 税率:8%			締結			譲渡◎		
H 税率:8%			締結				譲渡	
I 税率:8%				締結		譲渡		
J 税率:8%				締結			譲渡◎	
K 税率:8%					締結	譲渡◎		
L 税率:10%						締結 O	譲渡	



契約金額が5,000万の場合、

税率差額:3%の場合は150万円、税率差額:5%の場合は 250万の差額が発生します。

長期割賦販売(リース契約)等についても、契約内容によっては、経過措置があります。

近い将来に、設備投資や機器更新をお考えの方へ 平成25年9月30日までの工事請負契約を お勧めします!!

共立冷熱では、中長期における設備計画・予算計画のお手伝いをいたします。 是非、お気軽にご相談〈ださい。